

改正案	現行
<p>(高額療養費算定基準額)</p> <p>第二十九条の三 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 八万百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費(同条第一項又は第二項の規定によるものに限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合(以下この条並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロにおいて「高額療養費多数回該当の場合」という。)にあつては、四万四千四百円とする。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(その他高額療養費の支給に関する事項)</p>	<p>(高額療養費算定基準額)</p> <p>第二十九条の三 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 八万百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費(同条第一項又は第二項の規定によるものに限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合(以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて「高額療養費多数回該当の場合」という。)にあつては、四万四千四百円とする。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>(その他高額療養費の支給に関する事項)</p>

第二十九条の四 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関（

健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう

。以下この条及び附則第二条第七項において同じ。）について次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第五十三条第三項において準用する法第五十二条第三項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、保険者は、第二十九条の二第一項から第三項までの規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額又は保険外併用療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関に支払うものとする。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の保険医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者  
八万百円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額

第二十九条の四 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関又

は特定承認保険医療機関（以下この項及び附則第二条第七項において「保険医療機関等」という。）について次の各号に掲げる療養を受けた場合において、一部負担金又は保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第五十三条第三項において準用する法第五十二条第三項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、保険者は、第二十九条の二第二項又は第三項の規定により世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について、当該一部負担金の額又は保険外併用療養費負担額から当該各号に掲げる療養の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関に支払うものとする。

に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者十五万円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額(その額が五十万円に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

二 入院療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。)イからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ、ニ (略)

三 入院療養以外の療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。)であつて、一の保険医療機関による総合的かつ

一 入院療養 イからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ、ニ (略)

二 入院療養以外の療養であつて、一の保険医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が

計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イハハ (略)

2 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、被保険者に対し第二十九条の二第二項から第三項までの規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

3 7 (略)

附則

(特定非課税被保険者に係る高額療養費の支給に関する特例)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて適用する第二十九条の二第一項の高額療養費算定基準額については、第二十九条の三第一項(第三号を除く。)中「前条第一項の」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の」と、「次号又は第三号」とあるのは「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項」と、「以下この条並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」とあるのは「次号」と読み替えて、同項(第三号を除く。)を適用する。

4 6 (略)

7 第二十九条の四第一項の規定により特定非課税被保険者の属する

定めるもの イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イハハ (略)

2 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、世帯主又は組合員に対し第二十九条の二第二項又は第三項の規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

3 7 (略)

附則

(特定非課税被保険者に係る高額療養費の支給に関する特例)

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて適用する第二十九条の二第一項の高額療養費算定基準額については、第二十九条の三第一項(第三号を除く。)中「前条第一項の」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の」と、「次号又は第三号」とあるのは「次号」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項若しくは附則第二条第二項」と、「以下この条及び次条第一項第一号ロ」とあるのは「次号」と読み替えて、同項(第三号を除く。)を適用する。

4 6 (略)

7 第二十九条の四第一項の規定により特定非課税被保険者の属する

世帯の世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について保険者が保険医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定非課税被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、第二十九条の四第一項及び第二項中「第二十九条の二第二項から第三項まで」とあるのは「第二十九条の二第三項又は附則第二条第二項」とする。

- 一 第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者
- 二 第二十九条の四第一項第三号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

8  
(略)

世帯の世帯主又は組合員に対し支給すべき高額療養費について保険者が保険医療機関等に支払う額の算定に当たっては、当該特定非課税被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、第二十九条の四第一項及び第二項中「第二十九条の二第二項又は第三項」とあるのは「第二十九条の二第三項又は附則第二条第二項」とする。

- 一 第二十九条の四第一項第一号に掲げる療養 同号ハに掲げる者
- 二 第二十九条の四第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

8  
(略)

## 高額査定に係る被保険者等への通知の実施の徹底について

厚生労働省保険局

### 1. 標記通知の概要

審査支払機関におけるレセプトの審査により医療費の額に減額があった場合には、被保険者等の一部負担金等に過払いが生じることから、保険者の事務量等を勘案しつつ、一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、医療費の額の通知にその額を付記するよう、各保険者に依頼しているところである（昭和 60 年 4 月 30 日付保険発第 42 号及び同日付保文発第 274 号）。

また、国民健康保険中央会、健康保険組合連合会等から成る保険者連絡協議会において、保険者の事務量、被保険者間の衡平等を考慮し、査定額に係る自己負担相当額が 1 万円以上のレセプトについて、昭和 60 年 7 月審査分のレセプトに係るものから実施することとの申し合わせが行われている（昭和 60 年 6 月 21 日保険者連絡協議会）。

標記通知については、これらの通知及び申し合わせを踏まえ、各保険者において実施していただいているところ。

### 2. 各保険者に対する周知

今般、社会保険庁において、被保険者等への通知漏れのおそれがある事案が発見されたところであるが、各保険者においては、標記通知の実施の徹底を図っていただくようお願い申し上げます。

各都道府県におかれても、管内市町村関係課への周知方お願いしたい。

(参 考)

◎ 健康保険組合における医療費通知の適切な実施について（昭和60年4月30日保文発第274号保険局保険課長から健康保険組合理事長あて通知）（抄）

- 1 （略）
- 2 審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合には、被保険者の一部負担金等に過払いが生じることから、保険者の事務量等を勘案しつつ、一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、医療費の額の通知にその額を付記すること。（以下略）
- 3 （略）

◎ 国民健康保険における医療費通知の適切な実施について（昭和60年4月30日保険発第42号保険局国民健康保険課長から各都道府県民生主管部（局）長あて通知）（抄）

- 一 （略）
- 二 審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合には、被保険者の一部負担金等に過払いが生じることから、保険者の事務量等を勘案しつつ、一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、医療費の額の通知にその額を付記すること。（以下略）
- 三 （略）

◎ 減額査定が行われた場合における医療費通知に関する取扱いについて（昭和60年6月21日保険者連絡協議会）（抄）

- 1 減額査定が行われた場合において、医療費通知に附記する対象については、保険者の事務量、被保険者間の衡平等を考慮し、さしあたり、査定額に係る自己負担限度額が1万円以上のレセプトとすること。
- 2～4 （略）

## 未払一部負担金の保険者徴収に関する事項について

厚生労働省保険局

### 1. 現行制度の概要

保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）から保険者に対し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 42 条第 2 項に基づく未払一部負担金の処分の請求があった場合の取扱いについては、通知において、保険医療機関等の開設者は、「善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならない」とされているとともに、善管注意義務が尽くされたかどうかの認定に際し、療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみである等のような場合には、「当該注意義務をつくしたものと認められない」旨お示ししている（「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について」（昭和 34 年 3 月 30 日付保発第 21 号））。

また、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 74 条第 2 項に基づく未払一部負担金の処分の請求があった場合の取扱いについては、通知において、当該保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもって一部負担金の支払を求めたことを確認することとしており、当該確認の方法については、「例えば、内容証明付き郵便により支払請求を行った等の客観的事実に基づき行うこと」旨お示ししているところ（「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に係る事務取扱いについて」（昭和 56 年 2 月 25 日保発第 10 号・庁保発第 2 号））。

### 2. 管内市町村関係課に対する周知

上記の取扱いについては、管内市町村関係課に対し適切に周知方いただいているものと承知しているところであるが、今般、改めて関係機関に周知徹底すべき、との指摘が国会等においてなされたことを踏まえ、改めて関係機関への周知を行うこととしたところであり、管内市町村関係課への周知方お願い申し上げます。



(参考 1)

◎ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第 42 条 （略）

2 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第四十三条前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

◎ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

第 74 条 （略）

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

(参考 2)

◎ 「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について」(昭和 34 年 3 月 30 日付保発第 21 号保険局長から各都道府県知事あて通知)(抄)

第一 (略)

第二 療養取扱機関の一部負担金の取扱

一 (略)

二 善良な管理者と同一の注意

療養取扱機関が法第四十二条第二項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該療養取扱機関の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならないこと。(中略) 次の各号に掲げるような場合は、当該注意義務をつくしたものと認められないものであること。

1 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。

2 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。

3 再診の場合に、催促しないこと。

第三 (略)

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に係る事務取扱いについて(昭和 56 年 2 月 25 日保発第 10 号・庁保発第 2 号)(抄)

第一・第二 (略)

第三 未払一部負担金の保険者徴収に関する事項

1 保険医療機関から保険者に対し、未払一部負担金の処分を請求があつた場合、保険者は保険医療機関が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払いを求めたことを確認のうえ当該請求を受理するものであること。

この場合において、善良な管理者と同一の注意とは、保険医療機関の開設者という地位にある者に対し、一般的に要求される相当程度の注意をいうものであり、その確認は、例えば、内容証明付郵便により支払請求を行つた等の客観的事実に基づき行うこと。

2～3 (略)

第四・第五 (略)